



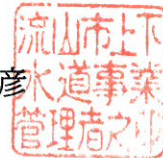
流山市上下水道局公告第27号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年5月6日

流山市上下水道事業管理者 志村 誠彦



1 公募型プロポーザルに付する事業に係る事項

(1) 事業名

流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等

(2) 賃貸借及び保守等の内容

ア 導入の内容

- (ア) パッケージソフトウェアの導入
- (イ) サーバ及び周辺機器の設置
- (ウ) データ移行
- (エ) マニュアル等の納品
- (オ) その他、導入にあたり必要なもの

イ 運用・保守の内容

- (ア) 操作研修環境の構築及び操作研修テキスト等の作成並びに職員への指導
- (イ) 定期保守
  - ・システム保守

詳細は、別添「流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等仕様書」を参照すること。

(3) 賃貸借及び保守等の期間

賃貸借及び保守等の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和4年3月31日までの期間は、会計システム運用開始準備及び職員研修等の期間とし、これに要する費用は受託者の負担とする。

(4) 契約期間における賃貸借及び保守等（導入一時経費を含む）の金

額の上限は、24,856千円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

（注）この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、予算の最大規模を示すものである。

## 2 参加資格等に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当しない者であること。
  - ア この公告の日から当該プレゼンテーションの日までの間において、市長から指名停止を受けている者
  - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該プレゼンテーションの日の前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
  - オ 代表者又はその役員が、暴力団員である者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者
- (2) この公告日の前日において、流山市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和43年流山市水道事業管理規程第1号）で準用する流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第125条第2項に規定する有資格者名簿（令和2・3年度）（委託）の情報処理（システム開発・ソフトウェア開発又はシステム運用）に登録されていること。
- (3) 水道事業会計及び下水道事業会計が共同で利用する会計システムの賃貸借及び保守等の契約実績（履行中の契約も可とする）が、過去5年以内に1件以上あること。
- (4) ISO9001の認証及びプライバシーマークを取得していること。

### 3 プロポーザル実施内容等に関する事項

本事業のプロポーザルの実施内容等に関しては、別添「流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等に係るプロポーザル実施要領」を参照すること。

### 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

### 5 支払方法

令和4年4月から令和9年3月までの60か月を、毎月の完了後均等払いとする。ただし、導入一時経費については、令和4年度中に支払うこととする。

### 6 実施要領、仕様書等の配布

流山市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

### 7 問合せ

〒270-0128

千葉県流山市おおたかの森西1丁目19番地

流山市上下水道局 経營業務課

電話 04-7159-5315

FAX 04-7159-9604